

令和6年度

第3回君津市国民健康保険運営協議会

令和7年2月7日

## 諮 問

- (1) 君津市国民健康保険税条例の一部改正について

## 君津市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

令和6年12月に策定した「君津市国民健康保険税率改定方針」に基づき、令和11年度までに、千葉県が設定する市町村標準保険税率と同等となるよう段階的な税率の改定並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額対象となる世帯の所得の基準となる額の引上げを行うため、君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の内容

(1) 国民健康保険税率等を次のように引き上げる。

区分		現行の税率	改正後の税率	令和7年度標準税率
基礎課税額分	所得割	7.3%	7.43%	7.92%
	均等割額	20,000円	21,000円	23,490円
	平等割額	24,000円	25,000円	26,549円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.8%	1.98%	2.67%
	均等割額	10,000円	12,000円	16,020円
介護納付金分	所得割	1.8%	1.94%	2.50%
	均等割額	9,900円	10,000円	13,985円

※改定後の税率は、現行の税率と令和7年度標準税率の差を5（令和7年度から令和11年度までの5年間）で除し、端数を調整したものの。

(2) 国民健康保険税率の改定に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる世帯の均等割額及び平等割額の軽減額を変更する。

(3) 課税限度額の引き上げ

	現行	改正後
基礎課税額分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	変更なし
合計	106万円	109万円

(4) 軽減判定所得の基準額の見直し

	現 行	改正後
5割軽減	43万円＋（給与所得者等 <sup>※</sup> の数－1）×10万円＋29.5万円×被保険者数以下の世帯	43万円＋（給与所得者等 <sup>※</sup> の数－1）×10万円＋30.5万円×被保険者数以下の世帯
2割軽減	3万円＋（給与所得者等 <sup>※</sup> の数－1）×10万円＋54.5万円×被保険者数以下の世帯	43万円＋（給与所得者等 <sup>※</sup> の数－1）×10万円＋56万円×被保険者数以下の世帯

※ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

3 施行期日等

この条例は、令和7年4月1日から施行します。改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.43</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p>

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 25,000円

(2) 特定世帯 12,500円

(3) 特定継続世帯 18,750円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.94を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあ

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあ

っては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,500円

(イ) 特定世帯 8,750円

(ウ) 特定継続世帯 13,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金

っては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金

額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,500円

(イ) 特定世帯 6,250円

(ウ) 特定継続世帯 9,375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円

（イ）特定世帯 2,500円

（ウ）特定継続世帯 3,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

（イ）特定世帯 2,400円

（ウ）特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,980円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 省略

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

3 省略

## ①令和7年度市町村標準税率による税率改定のイメージ

区分		年度		R7税率	R8税率	R9税率	R10税率	R11税率
		R6税率	R7標準税率					
医療分	所得割 (%)	7.3	7.92	7.43	7.55	7.67	7.79	7.92
	均等割 (円)	20,000	23,490	21,000	21,000	22,000	22,000	23,000
	平等割 (円)	24,000	26,549	25,000	25,000	26,000	26,000	26,000
支援金分	所得割 (%)	1.8	2.67	1.98	2.15	2.32	2.49	2.67
	均等割 (円)	10,000	16,020	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000
介護分	所得割 (%)	1.8	2.5	1.94	2.08	2.22	23.6	2.5
	均等割 (円)	9,900	13,985	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000

※改定税率は、現行の税率と令和7年度標準税率の差を5（令和7年度から令和11年度までの5年間）で除し、端数を調整。

## ②モデルケースによる国保税の試算

### ○モデルケース 1

夫 70 歳（年金収入 250 万円） 妻 68 歳（年金収入 80 万）		
	税額（円）	6年度との差額(円)
・ 令和 6 年度国保税	155,400	
・ 改定案税率による令和 7 年度試算	163,600	8,200
・ 令和 7 年度標準税率で算定した国保税	185,400	30,000

### ○モデルケース 2

夫 40 歳（給与収入 420 万円） ・ 妻 40 歳（収入 0） ・ 子 2 人（小学生）		
	税額（円）	6年度との差額(円)
・ 令和 6 年度国保税	435,100	
・ 改定案税率による令和 7 年度試算	458,600	23,500
・ 令和 7 年度標準税率で算定した国保税	534,200	99,100

### ○モデルケース 3

単身世帯 63 歳（年金収入 0 円） ※ 7 割軽減世帯		
	税額（円）	6年度との差額(円)
・ 令和 6 年度国保税	19,100	
・ 改定案税率による令和 7 年度試算	20,400	1,300
・ 令和 7 年度標準税率で算定した国保税	23,900	4,800

### ③課税限度額引き上げによる影響額

※令和6年度のデータによる令和7年1月21日時点の試算

医 療			影響額等					
			世帯数			影響額（千円）		
現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減	現 行 (限度額を超過し切り捨てられる額)	改正後 (限度額を超過し切り捨てられる額)	保険税増加額
65万円	66万円	1万円	125	124	-1	72,202	70,952	1,250

支 援			影響額等					
			世帯数			影響額（千円）		
現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減	現 行 (限度額を超過し切り捨てられる額)	改正後 (限度額を超過し切り捨てられる額)	保険税増加額
24万円	26万円	2万円	70	62	-8	13,587	12,279	1,308

限度額が引き上げられることにより、限度額を超過する世帯が医療分で1世帯、支援分で8世帯減り、これまで超過していたことにより切り捨てられていた額、約1,250千円と1,308千円が保険税収入として増加することになります。

### ④限度額に達する世帯の収入額・所得額

【給与収入の場合】

(単位：円 表中の収入額・所得額（千円未満切捨）以上で限度超となる)

医 療	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯		
	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額
収入額	10,510,000	10,645,000	135,000	10,227,000	10,362,000	135,000	9,944,000	10,079,000	135,000	9,662,000	9,797,000	135,000
所得額	8,560,000	8,695,000	135,000	8,277,000	8,412,000	135,000	7,994,000	8,129,000	135,000	7,712,000	7,847,000	135,000

支 援	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯		
	現 行	改正後	差 額									
収入額	14,133,000	15,164,000	1,031,000	13,515,000	14,546,000	1,031,000	12,897,000	13,928,000	1,031,000	12,277,000	13,308,000	1,031,000
所得額	12,183,000	13,214,000	1,031,000	11,565,000	12,596,000	1,031,000	10,947,000	11,978,000	1,031,000	10,327,000	11,358,000	1,031,000

※2人以上の世帯は、世帯の中で1人へのみ収入があったとした場合。

### ⑤ 軽減拡充による影響額

※令和6年度のデータによる令和7年1月21日時点の試算

	軽減判定所得基準		軽減額等								
			世帯数			被保険者数			軽減額（千円）		
	現 行	改正後	現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減
7割軽減	43万円以下の世帯	変更なし	3,118	3,118	0	3,957	3,957	0	148,685	148,685	0
5割軽減	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+29.5万円×被保険者数以下の世帯	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+30.5万円×被保険者数以下の世帯	1,706	1,746	40	2,849	2,920	71	62,041	66,887	4,846
2割軽減	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+54.5万円×被保険者数以下の世帯	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+56万円×被保険者数以下の世帯	1,425	1,429	4	2,410	2,415	5	22,017	23,053	1,036
合 計			6,249	6,293	44	9,216	9,292	76	232,743	238,625	5,882

軽減の拡充により、対象が44世帯、76人増加し、約5,882千円保険税収入が減少することになります。この減収分は、全額公費（国民健康保険保険基盤安定負担金）により補填することとされており、県が3/4、市が1/4に相当する額をそれぞれ負担し、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れています。

## ⑥軽減対象となる世帯の収入額

(単位：円 表中の収入額以下(千円未満切捨)で軽減対象となる。)

### 【給与収入の場合】

	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯		
	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額
7割軽減	980,000 (変更なし)											
5割軽減	1,275,000	1,285,000	10,000	1,570,000	1,590,000	20,000	1,995,000	2,035,000	40,000	2,415,000	2,471,000	56,000
2割軽減	1,525,000	1,540,000	15,000	2,303,000	2,331,000	28,000	3,067,000	3,131,000	64,000	3,815,000	3,887,000	72,000

※2人以上の世帯は、世帯の中で1人にのみ収入があったとした場合。

### 【年金収入の場合】

	1人世帯			2人世帯		
	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額
7割軽減	1,680,000 (変更なし)			3,030,000 (変更なし)		
5割軽減	1,975,000	1,985,000	10,000	3,620,000	3,640,000	20,000
2割軽減	2,225,000	2,240,000	15,000	4,120,000	4,150,000	30,000

※2人世帯は、夫婦それぞれに同額程度の年金収入があったとした場合。

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、その所得額から15万円を控除した額で軽減判定を行う。

## 議 題

- (1) 令和7年度君津市国民健康保険特別会計予算（案）について

令和7年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

1 予算規模

令和7年度の事業勘定予算の総額は、社会保険適用拡大に伴う、被保険者数の減少により、歳入においては国民健康保険税及び県支出金、歳出においては保険給付費の減額等が見込まれ、令和6年度当初の予算と比較すると2億9,000万円減の見込となる83億8,000万円を計上した。

被保険者数は減少し続けるものの、1人当たりの保険給付費は増加傾向となっており、今後の見通しが不透明ではあるが、被保険者が安心して医療、健診等が受けられるよう、財源の確保や医療費の適正化のための事業運営の実施に努めていく。

2 歳入の主な増減理由

- ① 1款 国民健康保険税は税率改定により一人当たりの収入額は増額となったが、被保険者数の減少大きく減額を見込んでいる。
- ② 3款 県支出金は、被保険者数の減による保険給付費の減額に伴い交付金も減額を見込んだ。
- ③ 6款 繰入金は、国保基金取崩額及び指定管理者制度導入に伴う直営診療施設勘定への繰出金の減によるもの。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	増 減	内 容
1 国民健康保険税	1,533,481	1,550,527	△ 17,046	現年分 調定見込額 1,559,161千円 予算額 1,454,196千円 滞納繰越分 調定見込額 323,084千円 予算額 79,285千円
2 国庫支出金	1	1	0	
3 県支出金	5,834,150	6,092,727	△ 258,577	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費などの保険給付に要した費用の全額が交付される普通交付金、災害等の特別な事情があった場合や市町村の予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況などに応じて交付される特別交付金など
4 財産収入	659	528	131	国民健康保険基金利子
5 寄附金	1	1	0	
6 繰入金	806,285	820,791	△ 14,506	一般会計及び国民健康保険基金からの繰入金で、国民健康保険事業に係る職員の人件費や委託料、消耗品費などの事務に要する費用、出産育児一時金の支給額の2/3に相当する費用、直営診療所に要する費用、低所得者や未就学児、出産被保険者に係る税軽減分の費用など
7 繰越金	150,000	150,000	0	前年度からの繰越金
8 諸収入	55,422	55,424	△ 2	国民健康保険税の延滞金、交通事故など第三者の不法行為が原因で保険証を使用した際の療養給付費の損害賠償金、国保資格を喪失後に国保の保険証を使用した際の療養給付費の返還金など
9 市債	1	1	0	
計	8,380,000	8,670,000	△ 290,000	

繰入金の内訳		
	R7年度	R6年度
基準内繰入	625,235千円	602,442千円
基準外繰入	41,050千円	48,349千円
基金繰入	140,000千円	170,000千円

令和7年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

3 歳出の主な増減理由

- ① 1款 総務費は、国保システム標準化対応に伴う一般管理事務費の増額を見込んだ。
- ② 2款 保険給付費は、被保険者数の減少に伴う一般被保険者療養給付費の減額を見込んだ。
- ③ 3款 国民健康保険事業費納付金は、県の算定により減額を見込んだ。
- ④ 6款 保健事業費は、特定健診受診見込者数の増及び単価の上昇による事業費の増額を見込んだ。
- ⑤ 7款 積立金は、令和6年度末予定残高約4億5千万円に対する利子分のみを計上した。
- ⑥ 9款 諸支出金は、指定管理者制度導入に伴う直営診療施設勘定への繰出金が減少したことにより減額を見込んだ。

【歳出】

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	増 減	内 容
1 総務費	231,242	195,309	35,933	人件費、一般管理事務費、国保連合会負担金など国保事業運営のための事務的費用
2 保険給付費	5,736,523	5,995,933	△ 259,410	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など
3 国民健康保険事業費納付金	2,204,953	2,266,761	△ 61,808	保険給付費の財源として、県に納付する納付金
4 共同事業拠出金	0	0	0	退職者医療制度の加入対象者把握のための資料作成費用。県内市町村で按分し国保連合会へ支払う。
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0	災害等の特別な事情により県から交付を受けた場合に後年度拠出する費用
6 保健事業費	121,417	114,801	6,616	特定健診、若年健診、人間ドック、医療費通知に要する費用
7 積立金	659	528	131	急激な収入減などの財源不足に備えるための国民健康保険基金への積立金
8 公債費	2	2	0	県から貸付を受けた場合に後年度償還する費用など
9 諸支出金	55,203	66,665	△ 11,462	直営診療施設勘定への繰出金、被保険者が納め過ぎた国民健康保険税の還付金など
10 予備費	30,000	30,000	0	
計	8,380,000	8,670,000	△ 290,000	

参 考

① 被保険者数・世帯数の推移（年度平均、R6、R7は見込数値）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被保険者数	18,274	17,975	17,414	16,516	15,793	15,141
前年度比	△ 1,060	△ 299	△ 561	△ 898	△ 723	△ 652
世帯数	11,864	11,794	11,593	11,125	10,789	10,492
前年度比	△ 515	△ 70	△ 201	△ 468	△ 336	△ 297

② 保険給付費の推移（R2～R5は決算額、R6は決算見込額、R7は予算額）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
療養給付費	5,009,755,270	5,295,298,582	5,245,985,064	5,077,906,752	4,929,724,472	4,901,678,000
療養費等	37,583,790	29,101,551	25,101,908	23,589,939	21,995,702	19,733,000
高額療養費等	779,373,475	802,768,192	785,405,975	797,030,365	770,084,243	773,163,000
出産育児一時金	18,069,030	12,590,300	16,326,686	18,023,888	14,966,852	18,008,000
葬祭費	7,250,000	6,300,000	6,450,000	6,550,000	6,050,000	6,350,000
傷病手当金	0	205,424	2,276,043	80,132	1,000	1,000
計	5,852,031,565	6,146,264,049	6,081,545,676	5,923,181,076	5,742,822,269	5,718,933,000
1人当たり	320,238	341,934	349,233	358,633	363,631	377,712

（単位：円）

※合計額は、診療報酬審査支払手数料（17,590,000円）を除くため、2款の合計額と一致しない。

③ 国民健康保険基金の状況（R6は見込額）

	R3	R4	R5	R6
基金積立額	200,007,865	190,065,579	170,287,309	89,607,182
基金取崩額	0	0	50,000,000	170,000,000
年度末基金残高	221,164,726	411,230,305	531,517,614	451,124,796

（単位：円）

④ 一般会計からの繰入金の推移（R3～R5は決算額、R6は当初予算額、R7は当初予算額（案））

	R3	R4	R5	R6	R7
ルール分（職員給与費、基盤安定等）	606,825,604	616,239,662	649,292,382	602,442,000	625,235,000
ルール外分（直診繰出分）	57,727,000	52,774,000	40,774,000	48,349,000	41,050,000
合 計	664,552,604	669,013,662	690,066,382	650,791,000	666,285,000

（単位：円）

※「ルール分」とは、総務省からの通知により、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すことが認められている経費

⑤ 国民健康保険税調定額・収納率の推移（R3～R5は決算数値、R6、R7は予算数値）

	R3	R4	R5	R6	R7
調定額（現年分）	1,716,465,100円	1,764,348,900円	1,575,294,700円	1,574,013,000円	1,559,161,000円
1人当たり	95,492円	101,318円	95,380円	99,665円	102,976円
収納率（現年分）	94.29%	94.37%	95.15%		
滞納繰越額	563,511,305円	450,990,614円	376,129,332円		
前年比	△ 123,314,604	△ 112,520,691	△ 74,861,282		

⑥ 国民健康保険税 税率推移（R7は税率（案））

		R4	R5	R6	R7
医療分	所得割	7.3%	7.3%	7.3%	7.43%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	20,000円	20,000円	20,000円	21,000円
	平等割	24,000円	24,000円	24,000円	25,000円
	限度額	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円
支援分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.98%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円
介護分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.94%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	9,900円	9,900円	9,900円	10,000円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
限度額計		1,020,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,090,000円

令和7年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【直営診療施設勘定】

1 予算規模

令和7年度の直営診療施設勘定予算の総額は、国保松丘診療所及び国保笹診療所への指定管理者制度導入に伴う人件費と医業費などの減少から、令和6年度当初の予算と比較すると3,500万円減の見込みとなる5,600万円を計上した。

令和7年度当初予算では更なる地域医療の充実、利便性の向上に努めていく。

2 主な増減理由

【歳入の主な増減理由】

- ① 1款 使用料及び手数料は、国保松丘診療所及び国保笹診療所での指定管理者制度導入に伴う、文書料等の取扱い廃止による減額を見込んだ。
- ② 4款 繰入金は、国保松丘診療所及び国保笹診療所での指定管理者制度導入に伴う総務費と医業費の減少に伴い減額を見込んだ。
- ③ 診療収入は、国保松丘診療所及び国保笹診療所での指定管理者制度導入に伴い廃止とした。

【歳出の主な増減理由】

- ① 1款 総務費は、国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者制度導入に伴い人件費分の減少を見込んだ。
- ② 医業費は、国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者制度導入に伴い廃止とした。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	増 減	内 容
1 使用料及び手数料	2	134	△ 132	行政財産使用料(電柱)
2 県支出金	10,232	0	10,232	特別調整交付金(直営診療施設の医療機械器具購入等)
3 財産収入	271	271	0	おびつ歯科に係る土地建物貸付料
4 繰入金	41,050	48,462	△ 7,412	地域医療維持のため、国保診療所の運営費補填のため繰り入れるもの
5 繰越金	4,444	4,000	444	前年度繰越金
6 諸収入	1	28	△ 27	預金利子
廃 診療収入	0	38,105	△ 38,105	
計	56,000	91,000	△ 35,000	

【歳出】

(単位：千円)

款	令和7年度当初	令和6年度当初	増 減	内 容
1 総務費	51,319	69,261	△ 17,942	国保小櫃診療所、国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理料、旧清和診療所の整理に向けた土地境界調査及び不動産鑑定費、電子カルテシステム等医療機器更新費など
2 公債費	681	681	0	清和診療所建設事業費借入金の元利償還金
3 予備費	4,000	4,000	0	
廃 医業費	0	17,058	△ 17,058	
計	56,000	91,000	△ 35,000	

参 考

君津市国保診療所の利用状況の推移

1 国保小櫃診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (10月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,429	2,637	3,618	4,174	4,371	3,886	2,453
開院日数 ②	184	119	240	241	237	231	139
一日あたり 患者数 ①/②	24.1	22.2	15.1	17.3	18.4	16.8	17.6

※ 国保小櫃診療所は平成29年度に常勤医師が退職し、平成30年度、令和元年度は民間医療機関に医師等の派遣について業務委託しており、開院日数を縮小していた。  
令和2年度より指定管理者制度を導入し、公益社団法人地域医療振興協会が運営している。

※ 患者数は保険診療分のみ

2 国保松丘診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (10月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,726	4,478	4,187	4,045	3,992	3,934	2,259
開院日数 ②	255	243	253	248	251	235	136
一日あたり 患者数 ①/②	18.5	18.4	16.5	16.3	15.9	16.7	16.6

※ 患者数は保険診療分のみ